

被災者の参画による心の復興事業費補助金への応募に係るFAQ（令和6年度）

No.	区分	質問内容	回答内容
1	応募要件	募集要項の2(2)に、①に掲げる要件のいずれにも該当する事業が応募可能とあるが、①カの「震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業にあっては、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であること」という要件について、応募可能事業要件チェックリストの記載例において入力を要しないこととなっている。 どのように捉えればよいか。	応募事業が、震災の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業の場合には、震災の風化防止の発信効果又は地域活性化の波及効果が妥当な事業であることが応募要件となることから、当該チェックリストのチェック欄及び該当とした理由・説明欄に必要事項を入力いただく必要がある。 応募事業が、風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業でない場合には、入力する必要はない。
2	応募要件	募集要項2(2)②の特別事業の要件に「ア 参加者の半数以上が災害公営住宅等に居住する被災者となるよう計画・・・」とあるが、ここでいう「災害公営住宅等に居住する被災者」と事業計画(1-1)の【10. 参加見込人数、風化防止・地域活性化の波及効果】の「災害公営住宅居住者（防集移転、自主再建者含む）」は同じと捉えてよいか。	そのとおりである。 事業計画(1-1)の【10. 参加見込人数、風化防止・地域活性化の波及効果】の「災害公営住宅居住者（防集移転、自主再建者含む）」は恒久住宅移行者と捉えて良い。
3	応募要件	募集要項2(2)①一般事業の要件に「キ 費用対効果の観点から妥当な事業であること」とあるが、対象者一人あたりの事業費の指標があれば教えていただきたい。	対象者一人あたりの具体的な基準額等はない。 取組内容及び参加人数等を勘案した事業効果や、活動頻度等を総合的に考慮して妥当であるか審査するものである。
4	応募要件	「NPO等による復興支援事業費補助金」（県若者女性協働推進室事業）の応募にあたっては、行政との連携に係る同意書が必要とのことであるが、当補助事業においては不要といふことですか。	事業を効果的・継続的に実施していくためには地元自治体との連携・協力が必要であることから、当事業は、対象地域の自治体と連携して実施される事業であることを補助要件としているため、事業計画（1-1）の「8. 自治体や地域との連携」欄に、自治体との連携等について記載願う。 なお、提出は任意であるが、地域において効果的な取組であることが見込まれるものとして関係自治体の確認がとれるものについては配慮する。
5	応募要件	復興庁の「心の復興」事業に応募して不採択となった場合でも、当補助事業に応募することは可能か。	当補助事業の応募の条件に該当する場合には可能である。
6	応募要件	応募可能な事業について、一般事業は、募集要項2(2)①に掲げる全ての要件に、また、特別事業は、同要項2(2)①及び②に掲げる全ての要件に該当する必要があることであるが、事業計画（1-1）においては、事業内容を「取組①」と「取組②」に分けて記載する形となっており、「取組①」では全ての要件を満たさないものの「取組②」でそれが補完されていれば、応募要件を満たすという解釈ですか。 あるいは、「取組①」と「取組②」のいずれにおいても、一般事業は、募集要項2(2)①に掲げる全ての要件に、また、特別事業は、同要項2(2)①及び②に掲げる全ての要件の全ての要件を満たす必要があるか。	事業計画（1-1）に記載される全ての取組について、一般事業は、募集要項2(2)①に掲げる全ての要件に、また、特別事業は、同要項2(2)①及び②に掲げる全ての要件に該当する必要がある。 特に、各取組が、相互に独立した関係にある場合には、いずれの取組についても、一般事業又は特別事業の応募に必要な全ての要件を満たす必要がある。 ただし、各取組が、相互に関連性をもって、補助事業の趣旨を達成すると認められる場合には、個々の取組ごとに要件の適否を判断せず、総合的に判断するものとする。 例として、「取組①」に生きがいづくり等の継続的な活動が記載され、「取組②」には「取組①」の延長として、発表会・販売会等の短期的な活動が記載されている場合には、事業全体として要件への該当について判断することなる。 なお、事業計画（1-1）に記載する取組数については、必ずしも2つである必要はないもの（1つ又は3つ以上の取組でも構わないもの）。

No.	区分	質問内容	回答内容
7	応募要件	当団体では、これまでに様々な自治体で事業を実施してきたが、これは（募集要項2(2)①コに記載の）「対象地域が複数の自治体に渡る」に該当するという解釈でよいか。	応募する事業が、複数の市町村を対象地域とする場合は、当補助事業に応募することが可能である。 単一の自治体での取組の申請については、対象地域の自治体に相談いただきたい。
8	応募要件	対象地域が複数の自治体とあるが、参加者が住んでいる地域が複数では該当しないか。また、その自治体は社会福祉協議会や学校法人、企業などは含むか。	「対象地域」とは「実施場所」をしており、複数の地域から参加者が集まることをもって「対象地域が複数」であるとは認められない。 また、「自治体」には社会福祉協議会、学校法人及び企業は含まない。そのため、社会福祉協議会等と連携して事業を行う場合であっても「対象地域の自治体」との連携は必要であり、補助事業終了後も取組が続くような事業展開としていただきたい。
9	応募要件	募集要項2(2)②イの「孤立のリスクのある被災者」の定義は。	各事業者の判断によるところであるが、例えば、1人暮らしの高齢者などが想定される。 なお、「孤立のリスクのある被災者」と事業計画（1-1）の10.(1)②の「特に孤立されている方」は同義と捉えて構わない。
10	応募要件	前年度、当補助事業を実施した地区において、さらに活動の輪を広げる取組みを実施することを検討している場合には、前年度と同じ地区で事業を実施することは可能か。	前年度の事業の成果等を踏まえて、今年度、事業をどのように展開していくかということについて、事業計画に記載の上、審査会においてプレゼンテーションを行われたい。
11	応募要件	特別事業と一般事業の両方に応募することは可能か。	いずれかの事業にのみ応募可能である。
12	応募要件	応募要件チェックリスト（一般事業）に「8 対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。」とあるが、これは市町村との連携事業でのみ応募可能ということか。	交付要綱第4(8)に、本補助金の交付の対象となる事業の要件の一つとして、「対象地域の自治体と連携して実施される事業であること。」を定めており、市町村等の自治体と連携して実施される事業についてのみ応募可能である。
13	応募書類	補助金申込書の「収益総額」は、収益事業を行っている場合の収益事業の総額であるか。あるいは会費を含む法人全体の収益の額であるか。	法人税法上の収益事業による収益総額を記載願う。
14	応募書類	事業計画(1-1)の10.(1)の参加見込人数について、明確に応急仮設住宅居住者や災害公営住宅の居住者等に分けることが難しいがどうすれば良いか。	参加見込人数については、自治体や自治会等から情報を収集するなどの上で、区分されたい。
15	応募書類	事業計画(1-1)10(1)①の全体の参加見込み人数について、一般事業に関しては、被災者が全体の何%以上でなければならないということはあるか。	特別事業に関しては、全体の参加見込み人数に占める応急仮設住宅、民間賃貸住宅（みなし仮設）、災害公営住宅（防集移転、自主再建者を含む）の居住者の割合が50%以上となる必要があるが、一般事業に関しては、明確な割合は設けていない。 ただし、一般事業においても、特別事業と同様に、上記居住者の割合が50%以上となることが望ましいこと。

No.	区分	質問内容	回答内容
16	応募書類	<p>被災者の定義について、インフラが不便となったり、勤務先が被災した方など、副次的な被害を受けた方についても被災者に含めて良いのか。</p> <p>また、これらの方を被災者として含めて良い場合、計画書(1-1)10(1)①の全体の参加見込み人数記載欄のうち、どの項目に記載すれば良いのか。</p>	<p>当事業は、復興庁の被災者支援総合交付金交付要綱に定める「心の復興」事業として実施しているものであるが、同交付要綱において、「心の復興」事業の対象者は、「応急仮設住宅及び災害公営住宅等に居住する被災者、関係する地域住民及び支援者等」とされており、被災者（特に応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）や災害公営住宅等に居住する方）を対象として実施することが基本とされている。</p> <p>当補助事業においても、同様の考え方であるが、具体的にどの方を被災者に含めるかについては、各事業者の判断によられたい。</p> <p>なお、応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）や災害公営住宅等の居住者以外の避難者（例：親戚の家に住まわれている方）については、計画書(1-1)10(1)①の全体の参加見込み人数記載欄のうち「その他避難者」に記載し、それ以外の被災者については「その他（来訪者等）」に記載願う。</p>
17	応募書類	自宅再建した方や、被災したが一般住宅や一般公営住宅に住む方、生活のインフラが途絶えた方は当事業の被災者の定義に含まれるか。	<p>上記に同じ。</p> <p>なお、自宅再建した方など、恒久住宅に移行した方は、事業計画(1-1)の【10. 参加見込人数、風化防止・地域活性化の波及効果】の「災害公営住宅居住者（防集移転、自主再建者含む）」に記載願う。</p>
18	応募書類	<p>事業計画（1－1）の「10. 参加見込人数、風化防止、地域活性化の波及効果」の「(1) 参加人数見込」について、対象被災者が、応急仮設住宅居住者や民間賃貸住宅（みなし仮設）居住者などに区分されているが、例えば、民間賃貸住宅（みなし仮設）居住者のみに事業を案内することは難しいと思うが、どのように考えればよいか。</p> <p>また、同項の表中、「避難先住民」及び「地域住民」の定義は。</p>	<p>事業の対象者として想定する被災者の人数を記載いただきたい。例えば、民間賃貸住宅（みなし仮設）居住者を事業対象とする場合には、それらの方の参加見込人数を記載いただきたい（全ての欄を埋める必要はない）。</p> <p>また、お尋ねの用語の定義は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先住民：仮設や公営住宅等、避難者受け入れ地区の住民 ・地域住民：仮設や公営住宅等、避難者受け入れ市町村の住民
19	応募書類	通常の活動としては生産物の販売を行っているが、この補助事業での取組みとしては販売を行わない場合、普段の活動での収入を記載する必要はあるか。	事業者の経常的な活動により発生した収入については記載は不要であるが、本補助事業により、収入（売上）が生じる見込みである場合には、原則として当該収入額を補助額から差し引くため、事業計画（1－1）の「●収入分の見込み（生産物の販売などを行う場合）」に、その見込み額及び内訳を記載すること。
20	審査	<p>一般事業 上限200万円 特別事業 上限200万円+150万円 =350万円</p> <p>の2種類あるが、平成29年度は、特別事業で応募したところでも内容を審査し特別枠にそぐわない場合は一般事業上限200万円での事業実施であったが、平成30年度は募集段階から2種類のいずれかを選んで申請する事になったということであった。</p> <p>という事は例えば、特別事業350万円で応募し、審査の上でそぐわない場合は一般事業200万円での実施に格下げということではなく、落選という事になるのか。</p>	平成30年度からは、一般事業と特別事業の応募及び審査はそれぞれに行うこととしたことから、例えば特別事業に応募し、審査の結果、県の定める特別事業の基準に達しないと判断された場合には、一般事業としては採択せず、不採択となる。
21	審査	審査員はどのような方が。	学識経験者、NPO法人等の支援者、会計専門家等を予定している。

No.	区分	質問内容	回答内容
22	対象経費	事業実施にあたり、実施場所への移動時間は人件費に計上してよいか。	「事業に従事している時間」と認められるものについては経費として計上可能である。
23	対象経費	被災者が制作したものを買い取り、それを販売するという事業を行う場合、被災者からの買取費用は需用費等に計上できるか。	個人給付に当たると判断されるものについては、補助対象とはならない。
24	対象経費	補助対象経費として備品購入費が認められているが、上限額はあるか。	備品購入費について、具体的な上限額は定めておらず、積算金額が妥当かどうかは、個々に判断する。 なお、募集要項等に記載のとおり、備品については、原則として、賃借やリースで対応することとしているので申し添える。